市内保育施設における風水害発生時等の対応について

1 目的

台風や豪雨等に伴う気象情報や避難情報の発令時、保育施設には、園児や職員の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。そこで、あきる野市内において、各種防災情報等が発令された場合の保育施設の対応について、以下の基準により対応することとする。

2 背景

近年、これまでに経験したことのない異常気象の発生も多く、今後も最大級の警戒を必要とする気象状況が発生することも予想される。このような状況の中、学校や幼稚園では、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法又は学校保健安全法の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。

一方、保育施設については、自然災害発生時等に臨時休園を行うことができる旨を定めた 法令はなく、平成30年11月、総務省行政評価局は厚生労働省等に対し、「非常時における 保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における 臨時休園の実施基準の設定に係る国の考えを整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨 時休園の実施基準を検討することについて、地方公共団体に要請する必要がある」との勧告 を行った。

これを受け、厚生労働省では「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に 関する調査研究事業」の調査結果を参考に、令和2年7月、臨時休園に関する課題や考え方 を示すとともに、市区町村に対し、臨時休園等の基準について策定するよう要請した。

3 風水害発生時等対応基準

【想定条件】台風や大雨を伴う前線の接近等、災害発生が予測される場合を対象とし、地震 のように発生の予測が困難な場合は除く。

(1) 避難情報発令前

- ①市から避難情報等の発令が予想される場合
 - ※警戒レベル3(高齢者等避難)以上で警戒レベル4(避難指示)になる見通し
- ②気象庁等から「特別警報」(警戒レベル5相当)等の防災気象情報の発表が予想される場合
- ③気象状況により、園児や職員の登園時や出勤時の安全確保が困難な状況が予想される場合(交通機関の乱れ(計画運休)等)

①から③のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の臨時休園(原則)を意思決定



【各保育施設の対応】

- ⑦保護者へ速やかに周知する。
- (イ)やむを得ず保育が必要な家庭を把握し、必要な保育の実施を市と協議し判断する。
- ※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

(2) 避難情報発令当日

ア 開園前

午前6時の時点

- ①市から避難情報等の発令が予想される場合
 - ※警戒レベル3(高齢者等避難)以上で警戒レベル4(避難指示)になる見通し
- ②気象庁等から「特別警報」(警戒レベル5相当)等の防災気象情報の発表が予想される場合
- ③気象状況により、園児や職員の登園時や出勤時の安全確保が困難な状況が予想される場合(交通機関の乱れ(計画運休)等)

①から③のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の臨時休園(原則)を意思決定



【各保育施設の対応】

- ア保護者へ速やかに周知する。
- ※「午前6時~開園時間」までの間に上記①~③のいずれかの状況となった場合においても、 臨時休園の決定は可能とする。また、臨時休園を決定した場合においては、開園時間前に発 令等が解除されたとしても原則終日休園とする。
- ※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

イ 開園後

開園時間中の時点

- ①市から避難情報等の発令が予想される場合
 - ※警戒レベル3(高齢者等避難)以上で警戒レベル4(避難指示)になる見通し
- ②気象庁等から「特別警報」(警戒レベル5相当)等の防災気象情報の発表が予想される場合
- ③気象状況により、園児や職員の登園時や出勤時の安全確保が困難な状況が予想される場合(交通機関の乱れ(計画運休)等)

①から③のいずれかに該当する場合



【市の対応】

当該日の閉園(原則)・お迎えの要請を意思決定



【各保育施設の対応】

- ⑦保護者へ「可能な限り早めのお迎え」を依頼する。
- ①避難が必要となる場合は、園内外の安全な場所へ園児を避難(各施設の防災計画に 基づく対応)させる。
- の全ての園児が降園したら休園とする。
- ※防災情報等はないが大雨により危険な状況となる場合も想定されることから、ハザードマップなどに示された危険地域に位置する保育施設に対して、状況に応じた個別の対応を指示することがあります。

4 臨時休園等を行う場合の周知

(1) 市の対応

臨時休園等の措置を決定した際は、速やかに各保育施設へ通知し、ホームページなどを活用し周知に努める。

(2) 保育施設の対応

市からの通知を受け、速やかに保護者へ周知するとともに、保育の希望者を把握し、職員体制等の確保に努める。

5 警戒レベル(参考)

警戒レベル	行動を促す情報	住民がとるべき行動	気象庁情報
警戒レベル5 (市が発令)	緊急安全確保	災害が発生又は、まさに発生しそうな状況。 命の危険が迫っているため直ちに命を守る最善の行動をとる。上 層階や崖などに面しない場所に 移動する。	大雨特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル4 (市が発令)	避難指示	早めに指定避難所等安全な場所に全員が避難する。 屋外に出ることが、かえって危険な場合は上層階や崖などに面しない場所に移動するなど、命を守る行動をとる。	土砂災害警戒情報 危険度分「非常に危険」 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報
警戒レベル3 (市が発令)	高齢者等避難	避難に時間を要する人は避難開始。 避難に時間を要する高齢者、障害のある方、妊婦や小さな子どもがいる家庭などは早めに危険な場所から避難する。	大雨警報 (土砂災害) 洪水警報 危険度分布 「警戒」 氾濫警戒情報 高潮注意報
警戒レベル2 (気象庁発令)	大雨•洪水• 高潮注意報	災害に備え自ら避難行動を確認する。	危険度分布 _{「注意} 」 氾濫注意情報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報
警戒レベル1 (気象庁発令)	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注 意し、災害への心構えを高める	早期注意情報